

荒川区における今後の入札・契約制度の在り方について

平成 2 2 年 1 2 月

管 理 部 経 理 課

目次

第1	検討の背景	1
第2	これまでの取組と今後の課題	2
1	制限付一般競争入札の導入	2
2	提案評価方式による業者選定	2
3	電子調達サービスの導入	2
4	予定価格の事前公表	3
5	工事・役務契約における品質の確保	3
6	最低制限価格の設定	4
7	低入札価格調査制度の導入	4
8	契約後の事情変更による契約金額の適正化	5
9	総合評価競争入札の試行	5
10	中間前払金制度の導入、前払金等の上限撤廃	6
11	支店認定基準の制定	6
12	区内業者の受注の拡大	7
13	区が発注する契約からの暴力団等の排除	7
第3	今後の入札・契約制度の在り方	8
1	入札・契約の基本方針	8
	(1) 透明性・公平性・競争性の向上	
	(2) 適正な履行と良好な品質の確保	
	(3) 区の推進施策の実現への寄与	
2	改革の方向	9
	(1) 透明性・公平性・競争性の向上	9
	① 予定価格の公表時期	
	(2) 適正な履行と良好な品質の確保	9
	① 適切な契約手続の選択	
	② 最低制限価格の設定契約の拡大	
	③ 総合評価競争方式で実施する契約の拡大	
	④ 特定業者への受注の集中抑制	
	⑤ 業務の履行に従事する者の労働条件の確保	
	⑥ 履行成績の評価	
	(3) 区の推進施策の実現への寄与	10
	① 総合評価競争入札の評価項目の拡大	
	② 支店認定の厳格化	
	③ 区内業者の活用の促進	
	④ 小規模業者の受注機会の増大	
	⑤ 入札・契約からの暴力団等の排除	

荒川区における今後の入札・契約制度の在り方について

第1 検討の背景

区は、平成16年度に発生した不祥事の再発防止に取り組む中で、平成17年度から、一般競争入札の原則化や予定価格の事前公表など、入札・契約制度の全般にわたる改革を実行し、公正性と透明性の一層の向上と、業者による適正な競争の確保に努めてきた。

現在、景気の先行き不透明感や厳しい財政収縮の影響を受け、過度の低価格入札など価格競争が激化しており、発注内容の品質への影響が危惧されている。

昨年、区から清掃業務を受託している区内業者が、経営状況の悪化により従業員への賃金不払いを起こしたことから、発注者として区がどのように関与すべきかについて議論が交わされた。

一方、平成21年7月からは、公共サービスの実施に関する基本理念を定めた「公共サービス基本法」が施行され、受注業務に従事する者の労働環境の整備に必要な施策が求められている。

このような中、区では、入札・契約をめぐる新たな状況に的確に対応するため、その機能と役割を再認識した上で、今後の入札・契約制度の在り方を検討していく必要がある。

第2 これまでの取組と今後の課題

区は、平成17年度の制度改革を実行に移し、これまでに生じた新たな課題に対しても適切に対応してきたが、今後も引き続き、公平で透明性の高い入札・契約手続を執行していくためには、これまでの取組を更に充実、発展させていく必要がある。

1 制限付一般競争入札の導入

- ・ 区では、平成17年4月以降、それまでの指名競争入札を主体とする発注から、一般競争入札を主体とした発注に移行した。
- ・ 発注にあたっては、区内の産業振興に対する配慮と確実な履行を担保するため、地域要件や資格要件を付して、「制限付き一般競争入札」として行っている。
- ・ 透明性の高い契約を実現するための一般競争入札であるが、より確実な履行を担保するためには、価格とともに履行能力や技術力等を重視する契約方法を選択し、契約の相手方を選定する必要がある。

2 提案評価方式による業者選定

- ・ 区では、業務委託や工事請負、設計など、契約の目的、業務等の内容に照らして、価格競争ではなく、企業の持つノウハウや技術力等により契約の相手方を選別する必要がある場合において、業者から提案を募集し、これを審査する提案評価方式により契約の相手方を選定するため、平成18年8月、その手続に関する基本的な事項を「荒川区提案評価方式業者選定要綱」として定めた。
- ・ 提案評価方式は、契約目的や業務の内容に照らして最も適切な業者を選定する方法として、今後も有効に活用していく必要がある。

3 電子調達サービスの導入

- ・ 平成16年2月、都内の区市町村により「東京電子自治体共同運営協議会」が設立され、それまで手作業で処理してきた「事業者の入札参加資格申請」や「入開札」等を「電子調達サービス」として、インターネット経由で実施できるようになった。
- ・ 区では、このシステムを利用した電子入札を、工事案件については平成19年1月から、工事以外の案件については平成21年11月から開始している。
- ・ 事業者にとっては、運営協議会に参加している複数の自治体に対する入札参加資格登録が一度の手続きで済み、また、この申請や発注予定案件の確認、入札書の送付等をインターネットで行うことが可能になるなど利便性の向上が図られ、区としても入札参加資格の確認や入開札等の事務について迅速化や効率化等が図ることができるなど、今後もシステム活用の充実に努める必要がある。

<入札参加資格登録業者数>

工事4, 174、物品6, 529、合計10, 703（平成21年度末）

<電子入札実施状況>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
工事契約	5件	22件	178件	148件
物品契約	—	—	—	54件

4 予定価格の事前公表

- ・ 区では、予定価格を探る行為などの不正行為を防止し、入札手続の透明性を確保するため、平成17年4月以降、予定価格が一定金額以上の経理課契約案件については、原則として予定価格を入札前に公表している。
- ・ この予定価格の事前公表に当たっては、工事請負の入札について業者の積算能力の低下や積算能力のない不適切な業者が入札に参加して落札するおそれがあるため、全ての入札参加者に積算内訳書の提出を義務付けている。
- ・ 最低制限価格を設定している契約案件については、積算を実施しない不適切な入札を防止するため予定価格を事後公表としているが、これらの入札手続きの透明性を高めるため予定価格の公表時期を再検討する必要がある。

5 工事・役務契約における品質の確保

- ・ 区では、契約による履行の完了後の検査に加え、職員に命じて、履行途中における立会いや工程の管理、工事等に使用する材料の確認など必要な監督を行わせることにより、適正な履行の確保に努めている。
- ・ 平成22年4月からは、役務の提供に関する契約の契約条項を見直し、労働基準法や最低賃金法等の法令に違反する事実が認められた場合における区の契約解除権や調査権を条項に盛り込み、労働条件の悪化に歯止めを講じることとした。
- ・ 工事や役務の提供に関する契約は、物品と比べて契約前に品質の確認が困難であり、その履行完了まで時間を要することから、区として従業員の労働環境などの履行体制についても確認していく必要がある。
- ・ また、特定の期間に工事発注が集中したことに伴い、特定の業者が集中して受注する事例が発生しており、このことは、受注機会の増大につながるばかりでなく、工事の品質の低下を招くおそれがあるため、発注方法について検討する必要がある。

6 最低制限価格の設定

- ・ 区では、工事や役務の提供に関する契約において、予定価格を大幅に下回る入札が行われ、賃金の未払いや下請企業へのしわ寄せを通じて、品質の低下等が生じることを防止するため、最低制限価格を設定した競争入札を実施している。
- ・ 最低制限価格は、契約事務規則に基づき、予定価格が130万円以上の工事や委託契約において、予定価格の10分の8から3分の2の範囲内で設定できることになっている。
- ・ これまで区では、価格競争が激しく、ダンピングされやすい建物解体工事や建設共同企業体（JV）発注工事のほか、通年の清掃業務委託、学校給食調理業務委託などの主に人件費割合の高い契約（労働集約型委託契約）に最低制限価格を設定してきた。
- ・ 近年、景気動向を反映して受注競争が激しさを増しており、履行の品質への影響や業務に従事する労働者の労働環境の悪化が危惧されるため、より一層適切に運用していく必要がある。

<最低制限価格設定案件の推移>

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
52件	44件	35件	46件	50件

※平成22年度は10月末現在の件数

7 低入札価格調査制度の導入

- ・ 低入札価格調査制度は、契約事務規則に基づき、予定価格が130万円以上の工事や委託契約で実施できていることになっている。入札後に履行の確実性を確認するため、あらかじめ基準価格を設定し、その価格を下回る入札を行った者があった場合に、その入札価格で工事や業務等の履行が可能か否かを調査するものである。
- ・ これまで区では、通年の清掃業務委託契約や学校給食調理業務委託契約に低入札価格調査制度を適用している。
- ・ 低入札価格調査は、調査基準価格を設定しなかった案件であっても、入札価格が予定価格の3分の2を下回る場合には任意の調査を行うことができるため、適切に調査を実施して不適切な契約締結の防止に努めている。

<低入札価格調査件数の推移>

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
26件	26件	19件	28件	31件

※平成22年度は10月末現在の件数

8 契約後の事情変更による契約金額の適正化

- ・ 大規模な建設工事は長期間にわたるため、その間の事情の変更に左右されることがあるが、その間の合理的な範囲内の価格変動については、契約当初から予見可能であり、契約金額を変更する必要はないと考えられる。
- ・ しかし、第二次石油ショックにおける一部の資材価格の高騰により、工事の円滑な施工が危惧されたことから、国・都において特定の資材価格の変動を契約金額に反映させる単品スライド条項が導入され、その後、資材価格の変動額を発注者と受注者で負担するルールが確立された。
- ・ 区では、平成19年から20年にかけて鋼材類や燃料等の資材価格が大幅に上昇した際、汐入東小学校・汐入こども園の建築工事に単品スライド条項を適用することとし、契約金額の0.25パーセントを超える額を発注者が負担することにより契約金額の適正化を図った。

9 総合評価競争入札の試行

- ・ 区では、区が発注する工事において、価格に加え工事業者の技術力（工事成績、技術者の資格・実績）について評価を行い、価格と品質が総合的に優れた履行を担保するため、平成21年11月から総合評価競争入札を試行している。
- ・ これまで、下表のとおり、平成21年度2件、平成22年度6件（10月末現在）を実施している。
- ・ 今後、総合評価競争入札を工事以外の契約案件にも拡大するとともに、適切な評価項目を選定することにより区の施策の推進を図る必要がある。

<総合評価競争入札における落札業者の状況>

工事種別	入札参加者数	落札率	価格点順位	施工能力評価点順位
西日暮里二丁目道路改修工事・道路改修復旧工事	6社	85.5%	1位／6社	6位／6社
第五中学校屋上防水その他改修工事	8社	86.7%	1位／8社	3位／8社
第六日暮里小学校外壁改修工事	7社	80.2%	3位／7社	2位／7社
第二峡田小学校北側道路拡幅に係る校舎ほか改修工事	6社	91.5%	1位／6社	4位／6社
第二峡田小学校北側道路拡幅に係る校舎ほか電気設備改修工事	12社	80.4%	5位／12社	1位／12社
補助107号線道路整備工事	4社	99.7%	3位／4社	1位／4社
尾久ふれあい館給排水衛生設備工事	4社	99.0%	2位／4社	1位／4社
尾久ふれあい館空調設備工事	4社	90.2%	1位／4社	2位／4社

※価格点・施工能力評価点の順位は、落札した業者のそれぞれの順位を示す。

10 中間前払金制度の導入、前払金等の上限撤廃

- ・ 区では、公共工事を受注した事業者に、契約代金の一部を前払金として着工前に支払い、工事の早期着工と円滑な施工を図ってきた。
- ・ 平成21年1月、緊急経済対策の一環として、追加の前払金として契約代金の一部を支払えるようにする中間前払金制度を新設するとともに、前払金と中間前払金の上限額（前払金1億円、中間前払金5千万円）を撤廃して、事業者の資金繰りに対する支援の充実を図った。
- ・ また、不況下における区内業者の資金繰りをめぐる環境は厳しく、区に対する工事代金債権の早期現金化を求める業者の要請を受けて、区では第三者への債権譲渡を一定の条件の下で承諾している。

11 支店認定基準の制定

- ・ 区では、区内に本店を置く業者に、同じ等級の支店業者や区外業者に比べて、より多くの工事に参加できるようにしているほか、一般競争入札の参加要件を満たす区内業者が5社以上登録されている場合には、区内業者のみが参加できる案件とするなど、可能な限り区内業者への発注に努めている。
- ・ 平成21年10月、区内に支店を設けて工事業者として営業活動を行う業者を、区内業者として認定するための基準（支店認定基準）を制定し、その基準に基づき、事務所の権利や従業員の配置の状況など、現地における実態調査を行った上で、区内業者として取り扱うようにしている。
- ・ 今後、工事以外の業者について同様の取組を進めるとともに、既存の支店業者についても認定基準に基づく調査を実施していく必要がある。

<区内業者の登録件数（平成22年10月1日現在）>

	本店業者	支店業者	合計
工 事	106	24	130
工事以外	143	51	194
合 計	249	75	324

12 区内業者の受注の拡大

- ・ 区から工事を受注した業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が一定金額以上である場合には、建設業法により施工体制台帳を作成しなければならない。この施工体制台帳には、その工事にかかわる全ての下請負業者を記載することになっている。
- ・ 区では、区内産業振興に配慮し、これまで区内業者に対する発注に努めてきたが、施工体制台帳から明らかになる下請負業者についても区内業者が活用されるよう、受注業者に対する働きかけを強化する必要がある。
- ・ また、入札対象の工事以外の小規模な修理などは、入札参加資格を持たない区内業者でも受注できるよう、区からの発注機会の増大を図る必要がある。

13 区が発注する契約からの暴力団等の排除

- ・ 暴対法の改正及び犯罪対策閣僚会議において示された指針により、暴力団排除活動に取り組むことが自治体の責務とされた。
- ・ 区では、平成22年7月に契約事務規則を改正し、暴力団等が入札者又は契約の相手方としての資格を持たないものであることを明らかにした。
- ・ 反社会的勢力の排除は社会的な要請であり、区の契約から暴力団等の排除について、今後も実効性の高い取組を積極的に推進する必要がある。

第3 今後の入札・契約制度の在り方

1 入札・契約の基本方針

区は、入札・契約を通じて外部から物品や役務を調達しているが、その手続が適正な履行を担保するだけでなく、より良い地域社会の形成に寄与する機能と役割を発揮できるよう、入札・契約に関する基本的な方針を次のとおり定める。

(1) 透明性・公平性・競争性の向上

区は、財源を効果的・効率的に活用するとともに、入札・契約制度に対する区民・事業者の信頼を確保するため、制度設計とその運用においては、透明性、公平性及び競争性の向上を図るものとする。

(2) 適正な履行と良好な品質の確保

区は、不当な価格での入札を防止するとともに、業務に従事する者の労働環境に配慮し、適正な履行と良好な品質の確保を図るものとする。

(3) 区の推進施策の実現への寄与

区は、施策目標の実現に寄与する調達を実施することにより、区が推進する施策目標の達成を図るものとする。

2 改革の方向

上記の基本方針を踏まえ、今後の入札・契約制度については、次のような方向で改革を実行していくものとする。

(1) 透明性・公平性・競争性の向上

① 予定価格の公表時期

- ・ 予定価格の公表時期については、契約の透明性を高めるため導入した経緯を踏まえ、事前公表による問題点の解消に努めつつ、事前公表を継続する。
- ・ 最低制限価格を設定した案件については、現在、積算を実施しない不適切な入札を防止するため事後公表としているが、入札手続の透明性を高めるため、発注者として積算能力の向上を図るとともに、事前公表を試行的に実施していく。

【実施予定時期：平成22年度】

(2) 適正な履行と良好な品質の確保

① 適切な契約手続の選択

透明性の高い契約を実現するため、登録業者を対象とする一般競争入札を主体とした発注を実施しているが、価格よりも企業が持っているノウハウや高い履行能力等を活用することにより良好な履行が可能となる業務を発注する場合については、積極的に提案評価方式を活用する。

② 最低制限価格の設定契約の拡大

- ・ 工事や役務の提供に関する契約では、雇用条件等への影響を抑制するため、一定金額以上の契約案件（※）に最低制限価格を設定していく。【実施予定時期：平成22年度】
- ※ 予定価格が1000万円以上の工事、500万円以上の役務契約を想定

③ 総合評価競争入札で実施する契約の拡大

- ・ 工事以外の契約にも総合評価方式を拡大することし、清掃業務などの役務の提供に関する契約の入札において試行的に実施する。

④ 特定業者への受注の集中抑制

- ・ 受注機会の増大と履行内容の品質低下の防止を図るため、入札に参加できる登録業者数などの状況を踏まえ、競争性の確保に支障がないと認められる場合には、特定業者への同一時期における受注の集中を抑制していく。【実施予定時期：平成22年度】

⑤ 業務の履行に従事する者の労働条件の確保

- ・ 工事や役務の履行において、その業務が適正な労働環境の下に行われているか、一定金額以上の契約案件を受注した業者に従業員への雇用条件等の報告を求め、関係法令の遵守状況を確認する。【実施予定時期：平成22年度】
- ・ 施設運営業務を委託する場合には、受託を希望する業者から提案された従業員の労働条件を含む履行体制を評価した上で、契約の相手方を選定する「履行体制確認型」提案評価方式を実施する。【実施予定時期：平成22年度】

⑥ 履行成績の評価

- ・ 工事で実施している成績評定のように、工事以外の契約において適正な履行の確保を図るとともに、総合評価方式の評価項目として活用できるよう、履行成績評価を導入していく。

(3) 区の推進施策の実現への寄与

① 総合評価競争入札の評価項目の拡大

- ・ 区で推進している福祉施策や環境施策に取り組む優良な業者の選定に資するため、総合評価競争入札の評価項目に、地域精通度や地域貢献度、障がい者の雇用状況、環境配慮の取組状況を加える。【実施予定時期：平成22年度】

② 支店認定の厳格化

- ・ 工事以外の業者の支店認定基準を制定して、新たな支店の開設時に適用する。
【実施予定時期：平成22年度】
- ・ 既存支店についても、認定基準に適合しているか否かを確認するため、認定基準を区内業者に十分に周知した上で実態調査を実施し、不適切な業者を排除していく。
【実施予定時期：平成22年度】

③ 区内業者の活用の促進

- ・ 区が工事を発注する場合、受注業者による下請負に区内業者を活用するよう、一定規模の工事においては、活用比率の目標値（※）を設定して、活用状況を報告させる。

【実施予定時期：平成22年度】

※契約金額の概ね10パーセント以上を想定

④ 小規模業者への受注機会の増大

- ・ 小破修繕や物品購入など、一定金額以下の競争入札の対象とならない契約案件について、その受注を希望する区内業者を登録する制度を設け、区から発注した案件をより多くの区内業者が受注できるような仕組みをつくる。【実施予定時期：平成23年度】

⑤ 入札・契約からの暴力団等の排除

- ・ 施策目標の実現に寄与する調達推進を妨げられることのないよう、「(仮称) 荒川区入札・契約における暴力団等排除措置要綱」を制定し、警視庁と連携を図りながら、区の入札・契約から暴力団等を確実に排除していく。【実施予定時期：平成23年度】